

## 憲法改正手続法「改正」に関する会長談話

- 1 憲法改正手続法の一部を改正する法律が、本年6月13日に成立した。

憲法改正手続法は、2007年（平成19年）5月14日に成立し、2010年（平成22年）5月18日に施行されたところ、もともと同法は、拙速な成立をはかったために、多くの看過しがたい重大な問題点を含んでおり、同法の抜本的な見直しが必要であることを、当会は、2013年（平成25年）10月24日発表「憲法改正手続法の根本的改正を要請する会長声明」において、指摘した。

今回成立した改正法は、①投票年齢を改正法施行後4年間は「20歳以上」、その後「18歳以上」とすること、②公務員の憲法改正に関する意見表明を一部認めること、③改正法施行後に公務員の組織的な勧誘運動、署名運動及び示威運動などの規制のあり方に検討を加え、必要な法制上の措置を講ずること、を主な内容としている。これは、公務員の意見表明禁止の一部を解除するものの、かえって公務員による国民投票運動の規制強化を図る内容も含まれているなど、憲法改正手続法の抜本的な改正にはほど遠い内容である。

- 2 これまで、当会は憲法改正手続法に対して繰り返し意見表明をしてきた。そこで、当会が指摘してきたのは、立憲主義国家における憲法は、主権者である国民が国家権力を規制することを目的とするものであるから、憲法改正手続法は、何よりも国民の意思を正確に反映する投票制度であることが必要であり、国民が的確な意思決定を行うために多様な政治的意見に自由に接し、広く深く国民的議論がなされるために自由で公正な国民投票運動を保障することが重要であり、これらの要請は、国民主権及び基本的人権の保障という憲法の基本理念から導かれる、という点である。

また、憲法改正手続法を可決した参議院の特別委員会では、18項目にわたる附帯決議（以下「附帯決議」という。）がなされており、①憲法改正案の発議について、「内容において関連する事項ごと」に区分して行うとされているが、どのような場合に内容において関連す

るのかの判断基準を明確化すること、②低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないように最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること、③公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること、④罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加えて、必要な法制上の措置を検討すること、⑤テレビ、ラジオの有料広告規制については公平性を確保するために、必要な措置を検討すること、⑥成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、憲法改正手続法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること等、いずれも、憲法改正手続法についての重要な部分での検討が要求されている。

しかし、これまで、附帯決議の各項目について検討が未了の状態であり、今回成立した改正の内容は、附帯決議の要請に沿ったものではなく、単に投票権を付与する年齢を確定するなどの部分的な改正にとどまっており、これでは、附帯決議が指摘するような重大な問題点を解消することは到底できない。

- 3 憲法改正手続法は、憲法の基本理念からみて、真に国民の大多数が十分な情報のもとに幅広い論議に参加して改正の是非を決することを保障すべきものである。

そこで、当会は、一部のみに限定した今回の改正法によっても、憲法改正手続法が抱える憲法の基本理念からみた多くの問題点は全く解消されておらず、同法が看過できない根本的な問題点を抱えていること、同問題点の解消のために憲法改正手続法の抜本的な見直しが必要であること、を強く訴えるものである。

2014年（平成26年）6月13日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子